

令和 8 年 9 月 17 日

国土交通省中部地方整備局

名古屋国道事務所

アンダーパス4箇所において事前の通行規制を導入します

名古屋国道事務所では、過去に冠水が発生した事務所管内の4箇所のアンダーパスにおいて、これまでの雨量基準に基づくパトロール、冠水位に基づく通行規制に加え、事前の通行規制を新たに実施します。

国土交通省では、令和8年8月千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の冠水事故を防止するため、排水設備等の正常な機能のみに依存せず、「多重防御」により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を取り入れることとしております。

名古屋国道事務所では、次の4箇所のアンダーパスで事前の通行規制を新たに実施します。

1)対象のアンダーパス

- ・国道1号 豊川市小坂井町(豊川市小坂井町～豊川市宿町古十王)
 - ・国道22号 一宮市丹陽町(一宮市丹陽町～一宮市丹陽町)
 - ・国道23号 知立市上重原町(知立市上重原～知立市東上重原)
 - ・国道302号 清須市一場町(清須市西市場～清須市一場)
- ※各アンダーパスの場所は別紙位置図のとおり。

2)規制条件:以下①～②のうち、いずれかに該当する場合

- ・国道1号 豊川市小坂井町
①アンダーパスが存する自治体に「レベル4大雨危険警報」が発表され、かつ、時間雨量が45mmに達した場合(予測を含む)
- ・国道22号 一宮市丹陽町
①アンダーパスが存する自治体に「レベル4大雨危険警報」が発表され、かつ、時間雨量が50mmに達した場合(予測を含む)
- ・国道23号 知立市上重原町 及び 国道302号 清須市一場町
①アンダーパスが存する自治体に「レベル4大雨危険警報」が発表され、かつ、時間雨量が50mmに達した場合(予測を含む)
- ・共通
②道路管理者等が冠水の可能性があるかと判断した場合

【投げ込み先】

中部地方整備局 記者クラブ

【問合せ先】

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所

ひらた よしまさ

副所長 平田 美正

むらやま たかのり

管理第一課長 村山 貴紀

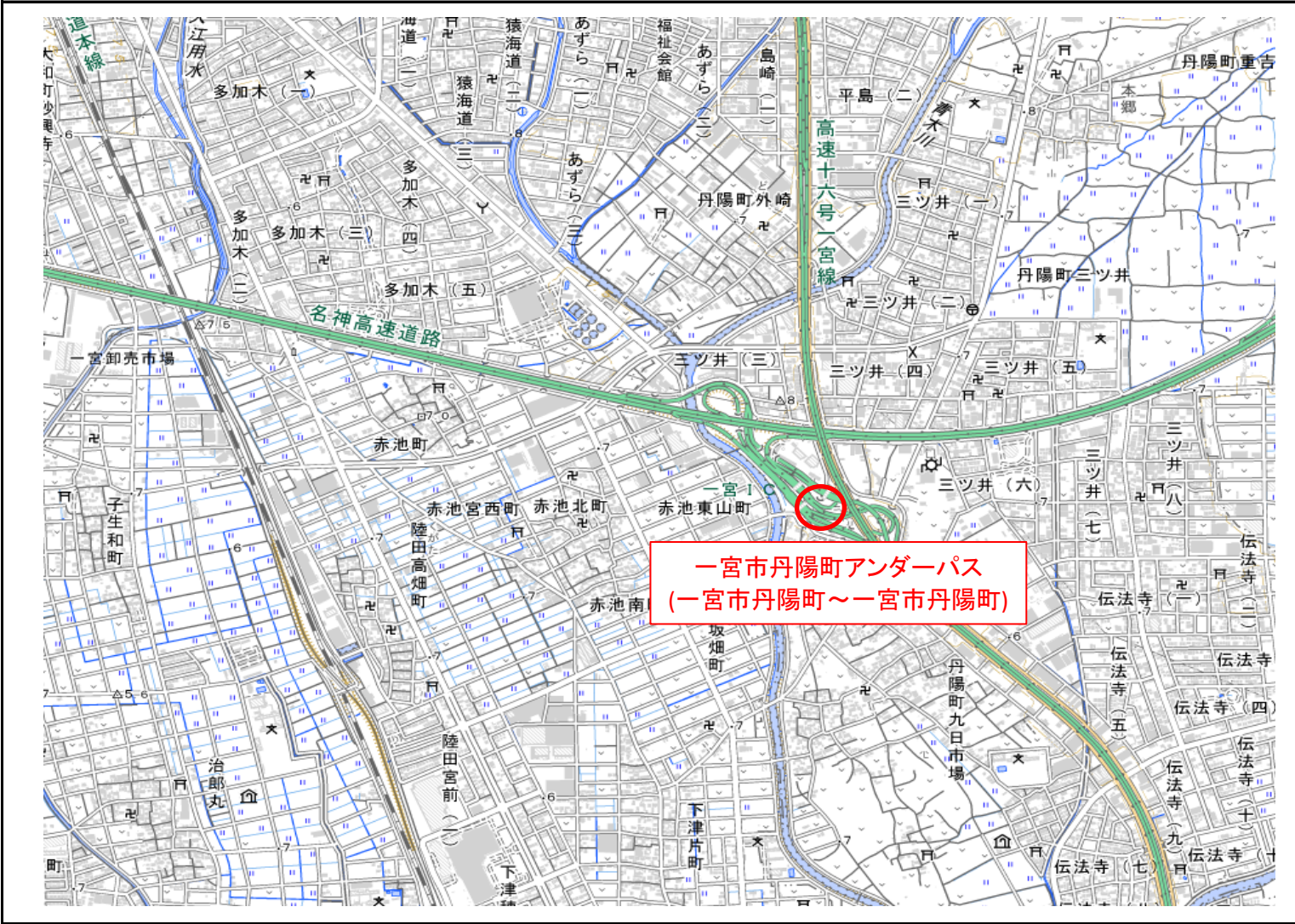
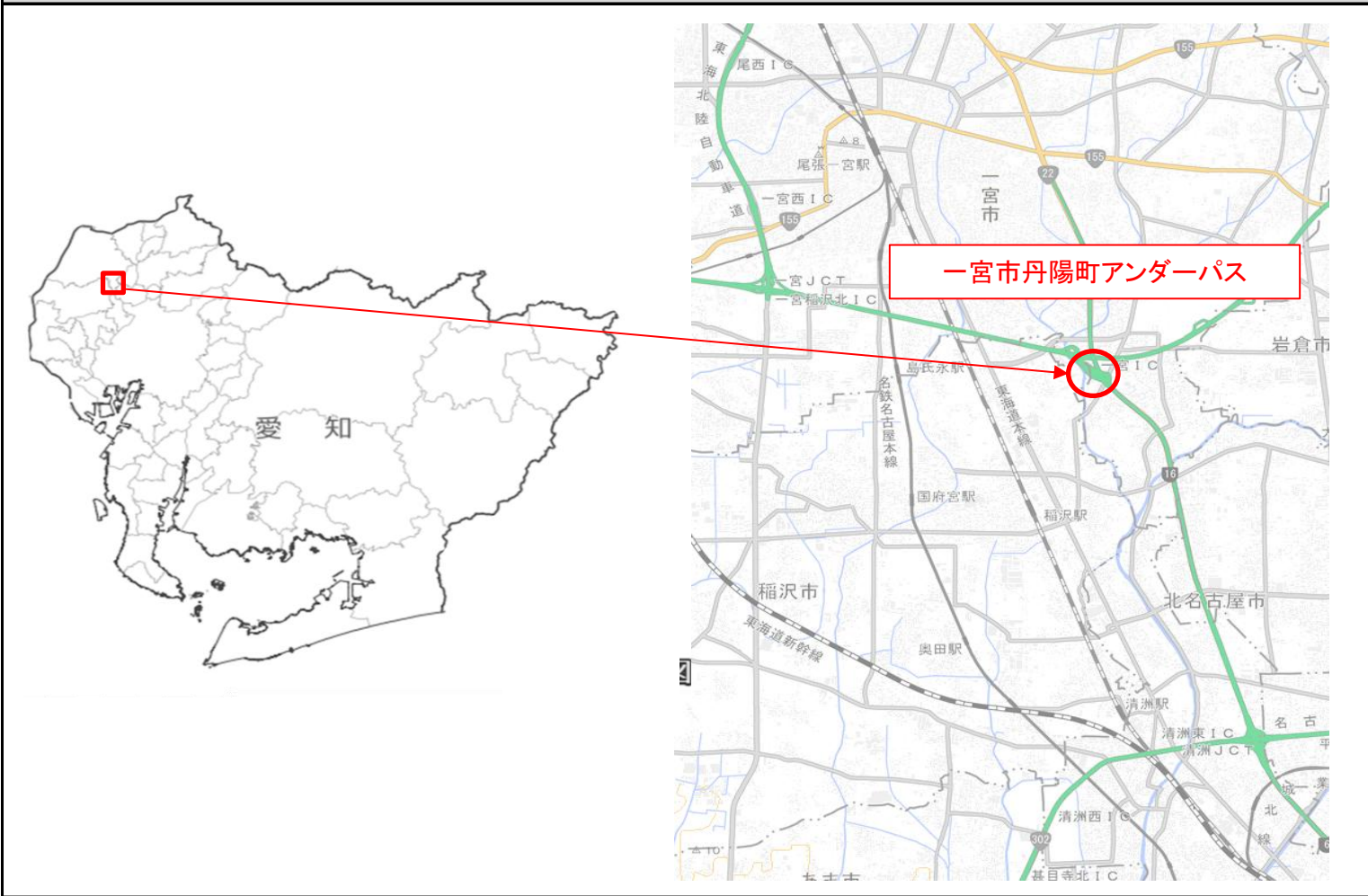
TEL:052-853-7324

e-mail: cbr-na-kanri1@mlit.go.jp

国道1号 豊川市小坂井町アンダーパス



国道22号 一宮市丹陽町アンダーパス



国道23号 知立市上重原町アンダーパス



国道302号 清須市一場町アンダーパス

